

## 砺波地方介護保険組合議会平成28年2月定例会会議録

- 1 開会の日時 平成28年2月24日 午後2時25分 開会
- 2 閉会の日時 平成28年2月24日 午後3時45分 閉会
- 3 開議及び閉議の日時 平成28年2月24日 午後2時30分 開議  
平成28年2月24日 午後3時43分 閉議

### 4 出席議員の氏名

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 竹田 秀人 | 2番  | 義浦 英昭 |
| 3番  | 川辺 一彦 | 4番  | 島崎 清孝 |
| 5番  | 山本 勝徳 | 6番  | 大楠 匡子 |
| 7番  | 石田 義弘 | 8番  | 池田 庄平 |
| 9番  | 嶋田 幸恵 | 10番 | 山田 勉  |
| 11番 | 稲垣 修  | 12番 | 宮西 佐作 |

以上12名

### 5 欠席議員の氏名

なし

### 6 説明のため議場に出席した者の職・氏名

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 理事長    | 夏野 修  | 副理事長  | 桜井 森夫 |
| 理事     | 田中 幹夫 |       |       |
| 代表監査委員 | 水上 正光 | 会計管理者 | 有澤 哲郎 |
| 事務局長   | 松本 義信 | 業務課長  | 中村 英雄 |
| 兼総務課長  |       |       |       |
| 楽寿荘施設長 | 塚八 栄治 |       |       |

### 7 職務のため議場に出席した事務局等職員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 総務課主幹 | 吉田 浩幸 | 総務課主査 | 島上 達也 |
|-------|-------|-------|-------|

### 8 議事日程

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 会期の決定について
- 第4 施政方針、並びに議案第1号から議案第16号まで、平成28年度砺波地方介護保険組合一般会計予算外15件について  
(提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 第5 閉会中の継続審査について

追加日程第1 議長の辞職許可について

追加日程第2 議長の選挙について

追加日程第3 副議長の辞職許可について

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 議案第17号 砺波地方介護保険組合監査委員の選任について  
(提案理由説明・採決)

9 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

10 会議の要旨

[午後2時25分 開会]

○ 議長(稲垣 修 君)

本日、平成28年2月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を開催いたしましたところ、各位には何かとご多用のところ、ご出席を賜り深く感謝申し上げます。

会議に入るに先立ち、議会閉会中に欠員となっております議会運営委員会委員4名について、小矢部市の「石田 義弘」君、「義浦 英昭」君、南砺市の「池田 庄平」君、「山本 勝徳」君が選出され、議会運営委員会条例第3条の規定により、これを指名しておりますことをご報告させていただきます。

なお、議会運営委員会が2月5日に開催され、「島崎 清孝」委員長、「池田 庄平」副委員長がそれぞれ互選された後、本日の日程等について協議されております。

協議結果について、議会運営委員会より報告があります。

議会運営委員会委員長 島崎 清孝 君

**【島崎 清孝 議会運営委員会委員長 登壇】**

○ 議会運営委員会委員長(島崎 清孝 君)

本定例会の議事運営を協議するため、去る2月5日に議会運営委員会を開催し、本日の議事日程等について協議したところであります。

日程につきましては、お手元に配布のとおりでございますが、簡単に協議の結果についてご報告を申し上げます。

本定例会は、このあと本会議を開催し、「議席の指定」を行います。

次に、「会議録署名議員の指名」を、議長において行います。

次に、本定例会の「会期」を、本日1日と決定いたします。

次に、理事長から「施政方針並びに議案第1号から議案第16号までの議案16件」について、提案理由の説明を受けます。

その後、休憩の後、本会議を再開し、一般質問並びに上程議案に対する質疑・討論を行い、終了後、採決を行います。

続いて、「閉会中の継続審査について」を協議いたします。

以上で、本日の全日程を終了し、閉会することとなっております。

これをもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

#### 【島崎 清孝 議会運営委員会委員長 降壇】

○ 議長（稲垣 修 君）

ただ今の報告の件につきまして、質疑はございませんか。

（「質疑なし」と発言する者あり）

質疑が無いようですので、報告の件について終了いたします。

[午後 2 時30分 開議]

○ 議長（稲垣 修 君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年 2 月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定に基づき、夏野理事長ほか関係の皆様のお出席を求めてあります。本日の日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定により実施した例月出納検査の報告を受けております。

なお、その報告書の写しをお手元に配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、閉会中の議員の異動について申し上げます。

小矢部市の「中田 正樹」君、「吉田 康弘」君から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可し、小矢部市議会において、「石田 義弘」君、「義浦 英昭」君が、砺波地方介護保険組合議会議員として選出されておりますことをご報告いたします。

また、南砺市の「片岸 博」君、「赤池 伸彦」君から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可し、南砺市議会において、「山田 勉」君、「竹田 秀人」君が、砺波地方介護保険組合議会議員として選出されておりますことをご報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第 1 「議席の指定について」を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配布してあります議員名簿の議席番号のとおり指定いたします。

議席札を改め願います。

暫時休憩いたします。その場で休憩願います。

[午後2時37分 休憩]

**【稲垣 修 議長 退場】**

**【嶋田 幸恵 副議長 議長席へ着席】**

[午後2時38分 再開]

○ 副議長（嶋田 幸恵 君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、議長 稲垣 修君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題といたします。議長の辞職願を議会事務局より朗読させます。

○ 議会事務局長（吉田 浩幸 君）

辞職願い 私は、このたび一身上の都合により、議長の職を辞したいので許可くださるようお願いいたします。平成28年2月24日 砺波地方介護保険組合議会 議長 稲垣 修 以上です。

○ 副議長（嶋田 幸恵 君）

お諮りいたします。

稲垣 修議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、稲垣 修君の議長の辞職を許可することに決しました。

11番 稲垣 修君の入場を認めます。

**【稲垣 修 議員 入場、自席へ着席】**

○ 副議長（嶋田 幸恵 君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推選によりたいと思  
います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思  
います。これにご異議ご  
ざい  
ませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって副議長において指名することに決しました。

砺波地方介護保険組合議会議長に宮西 佐作君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名いたしました宮西 佐作君を砺波地方介護保険組合議  
会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました宮西佐作君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました宮西佐作君が議場におられますので、本席から会議規則  
第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました宮西佐作君からご挨拶がございます。

**【宮西 佐作 議長 登壇】**

○ 議長（宮西 佐作 君）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の温かいご推挙によりまして、砺波地方介護保険組合議会の議長の要職を賜り、誠に身にあまる光栄でございます。深く感謝申し上げます。

ここに、御推挙いただきましたからには、議会の円滑な運営とそして活性化のため、また、介護保険事業の伸展に、微力ではございますが、誠心誠意努力いたす所存でございます。

何とぞ、議員各位のご支援並びにご協力を賜りますことを心よりお願いを申し上げます。簡単ではございますが就任にあたりご挨拶にかえさせていただきます。

**【宮西 佐作 議長 降壇】**

○ 副議長（嶋田 幸恵 君）

暫時休憩いたします。その場で休憩願います。

[午後 2 時40分 休憩]

**【嶋田 幸恵 副議長 退場】**

**【宮西 佐作 議長 議長席へ着席】**

[午後 2 時41分 再開]

○ 議長（宮西 佐作 君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、副議長 嶋田幸恵君から副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題といたします。

副議長の辞職願を議会事務局長より朗読させます。

○ 議会事務局長（吉田 浩幸 君）

辞職願い 私は、このたび一身上の都合により、副議長の職を辞したいので許可くださるようお願いいたします。平成28年 2 月24日 砺波地方介護保険組合議会 副議長 嶋田 幸恵 以上です。

○ 議長（宮西 佐作 君）

お諮りいたします。

嶋田幸恵副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、嶋田幸恵君の副議長の辞職を許可することに決しました。

9番 嶋田幸恵君の入場を認めます。

**【嶋田 幸恵 議員 入場、自席へ着席】**

○ 議長（宮西 佐作 君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

砺波地方介護保険組合議会副議長に 山田 勉 君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました山田 勉君を砺波地方介護

保険組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山田 勉君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山田 勉君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をおこないます。副議長に当選されました山田 勉君からご挨拶がございます。

#### 【山田 勉 副議長 登壇】

##### ○ 副議長 (山田 勉 君)

ただいま議員各位のご推挙により、副議長の重職を担わせていただくことになりました。もとより微力ではございますけれども、宮西議長を補佐し、そして議会の円滑な運営に努めて参ります。

何卒、議員各位、そして夏野理事長はじめ当局の皆さん、色々にご支援とそしてまた、ご協力を賜りますように心からお願いを申し上げましてご挨拶にさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

#### 【山田 勉 副議長 降壇】

##### ○ 議長 (宮西 佐作 君)

これより、日程に従い順次、議事を進めます。

日程第2「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、議長において指名いたします。

5番 山本 勝徳 君

6番 大楠 匡子 君

、以上2名を指名いたします。

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本2月定例会の会期は、本日1日といたします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。



次に、日程第4「施政方針並びに議案第1号から議案第16号まで」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

理事長 夏野 修 君

### 【夏野 修 理事長 登壇】

#### ○ 理事長（夏野 修 君）

本日ここに、平成28年2月砺波地方介護保険組合議会 定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

ただいまは、宮西議員が議長に、山田議員が副議長に選任されました。

心からお祝い申し上げますとともに、今後とも円滑な議会運営を通じて、組合の発展にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

はじめに、「介護保険制度を取り巻く諸情勢」について申し上げます。

平成12年4月の介護保険制度開始から、今年4月には17年目を迎えます。

この間、高齢者の介護を社会全体で支えるという理念のもと、サービス提供基盤の充実が進み、介護保険制度は高齢者を支える社会保障の基幹を担う制度として定着する一方、介護認定者数が増加し続ける中で、今後も持続可能な制度として有り続けるため、平成26年6月に医療介護総合確保推進法が公布され、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険費用負担の公平化」を2本柱とした介護保険法の改正が行われたところであります。

また、予防給付のうち、訪問介護・通所介護が地域支援事業へ移行するほか、地域住民等が主体となる多様なサービスの充実を図る、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が、平成29年4月までに全国で実施されることになっております。

全国の介護保険の状況について申し上げますと、昨年9月末で、65歳以上の第1号被保険者は3,340万人となり、うち要介護認定者は616万人を数え、制度発足当時の218万人から398万人増の2.8倍となっております。

介護給付費総額は、平成27年度上半期では、前年度同期より2.3パーセント多い4兆9,856億円に達し、平成28年度厚生労働省当初予算案では、今年度当初予算より2.9パーセント増となる9兆6,452億円を見込んでいます。

一方、当組合の状況につきましては、制度発足当時の管内の要介護認定者は2,767人でありましたが、今年1月末には7,882人と全国の伸びと同様の2.8倍となり、65歳以上人口42,876人の18.4パーセントの方が認定を受けているという現状であります。

また、昨年11月利用分のサービス受給者は6,845人で、その内訳は、居宅利用者が5,225人、施設利用者が1,620人であり、居宅サービス利用者数が76.3パーセントを占めており、近年の動向といたしましては、居宅サービスにおける地域密着型サービスの伸びが著しい状況で、介護給付費の15.5パーセントを占める状況となっております。

全体の介護給付費につきましても、昨年11月利用分では、前年度同期より2.8パーセント多い100億5,381万円に達し、平成28年度当初予算案では、今年度当初予

算より4.4パーセント多い140億458万3千円を見込んでいます。

次に、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」について、申し上げます。

先にも申し上げたとおり、介護保険法の改正により、この新しい総合事業は平成29年4月までに全ての保険者で実施されることになっておりますが、当組合では、多様なサービスの充実を少しでも早く進めたいという考えのもと、1年早い平成28年4月から実施することとしております。

この事業は、保険者及び構成市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、高齢者への介護予防・日常生活に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すものであります。

具体的には、「介護予防・生活支援サービス事業」として、要支援の認定を受けた方や基本チェックリストで生活機能の低下に該当するとされた方を対象に、介護予防ケアマネジメントのもと、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供します。

また、「一般介護予防事業」として、65歳以上の全ての高齢者及びその支援活動関係者を対象に、介護予防の把握、普及・啓発、地域住民等が主体で行う介護予防活動の支援を実施します。

当組合では、これらの事業実施の準備に当たり、構成市介護保険担当課長による検討会で協議を重ね、構成3市の担当部長と副市長からも意見をいただき、検討を進めてまいりました。

その結果、組管内で統一的に行うサービスの指定事業者の運営基準や単価を設定するとともに、構成市ごとに実施してきた旧介護予防事業を、これまでどおり地域の実情にあわせて、新しい総合事業に再構築いたしました。

また、団塊の世代が75歳を迎える平成37年度までには、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう身近に通える、地域住民等が主体となる多様なサービスの充実を図るという方向性を示したところであります。

なお、サービス内容の多様化など、従来以上に、地域の支え合い活動の展開が一層求められてくることから、構成市介護保険担当課をはじめ地域包括支援センターと連携しながら、地域住民、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者への周知等に適切に努めてまいりたいと考えております。

議員各位をはじめ、住民の皆さんのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第1号 平成28年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額1億4,900万円を計上するものであります。

歳出につきましては、人件費及び電算関係の賃借料、備品購入費等を精査のうえ計上するものであります。

歳入につきましては、構成市分担金及び前年度繰越金等で措置するものであります。

議案第2号 平成28年度介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額146億600万円を計上するものであります。

歳出につきましては、総務費として、介護認定審査会に係る認定経費等を計上するものであります。

また、保険給付費として、1か月当たりの介護サービス受給者7,500人余りの給付費、ケアプラン作成料等をそれぞれ精査のうえ、計上するもので、グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの新設による給付費の増加分も、新たに見込んでおります。

さらに、地域支援事業費として、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護事業を介護予防・日常生活支援総合事業に移行するとともに、要支援認定者の訪問介護・通所介護予防費及び構成3市が取り組む事業費を再精査のうえ、計上するものであります。

保険給付費と地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費の財源につきましては、第1号被保険者保険料22パーセント、支払基金交付金28パーセント、国25パーセント、県12.5パーセント、組合12.5パーセントの負担割合となっております。

また、地域支援事業費の包括的支援事業費・任意事業費の財源につきましては、第1号被保険者保険料22パーセント、国39パーセント、県19.5パーセント、組合19.5パーセントとなっております。

なお、組合負担分につきましては、各市の給付実績に基づき、負担いただくことにいたしております。

議案第3号 平成28年度養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億2,300万円を計上するものであります。

歳出につきましては、養護老人ホーム運営費として事務費、生活費等を精査のうえ、計上するものであります。

歳入につきましては、負担金等で措置するものであります。

議案第4号 平成28年度楽寿荘ホームヘルプステーション事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1,220万円を計上するものであります。

歳出につきましては、訪問介護事業費を精査のうえ計上し、歳入につきましては、手数料等で措置するものであります。

次に、予算関係以外の諸議案についてご説明申し上げます。

議案第5号 平成28年度分担金に関する構成市の分賦の額及び納付期日につきましては、各事業に要する経費の分担基準及び納期を定めるものであります。

議案第6号及び議案第7号の条例の制定につきましては、人事行政の運営等の状況に関する公表に関し、また、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関し、条例を制定するものであります。

議案第8号から議案第14号までの条例の一部改正につきましては、地方公務員法等の改正に伴う引用条項の変更、厚生年金保険法等の改正に伴う関連条例の改正、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う楽寿荘の介護予防訪問介護事業の規定の変更、及び厚生労働省令の改正に伴う関連条例の一部改正など、所要の改正を行うものであります。

議案第15号及び議案第16号の規約の変更につきましては、「新川地域介護保険組合」が「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合」に名称変更することに伴い、所要の変

更を行うものであります。

以上をもちまして、基本方針及び本日提出いたしました諸議案の説明といたします。  
何とぞ、ご審議のうえ、可決いただきますようお願い申し上げます。

**【夏野 修 理事長 降壇】**

○ 議長（宮西 佐作 君）

暫時休憩いたします。

[午後 3 時 00 分 休憩]

[午後 3 時 12 分 再開]

○ 議長（宮西 佐作 君）

休憩前に、引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しており、会議は成立しております。

これより、一般質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

○ 議長（宮西 佐作 君）

通告により、発言を許します。

3 番 川辺 一彦 君

**【川辺 一彦議員 登壇】**

○ 議員（川辺 一彦 君）

最初に、介護保険制度の改正による事業の進展についての一点目として、制度改正に伴う利用者負担等の変更、及び第 6 期事業年度からの第 1 号被保険者保険料の増額等による利用者や被保険者の理解と組合の運営状況についてお伺いいたします。

厚生労働省は、平成 25 年度末で 1,400 万人となっている 75 歳以上の高齢者が、平成 37 年（2025 年）には団塊世代がその域に到達することで 2,000 万人を突破し、また、都市部を中心とした 75 歳以上の高齢者の急増や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加するなどの状況に対処していくとして、平成 26 年 6 月に介護保険制度を改正しました。

その内容には、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者と 65 歳以上の第 1 号被保険者の負担割合の見直しや介護保険サービスを受ける利用者負担の変更等が示され、当組合でも砺波地方の高齢者の推移に伴う事業の保険給付費や地域支援事業費等の上昇を見込んで、第 1 号被保険者の保険料の改定を行いました。

これらの制度改正は被保険者や利用者及び、その家族にも何某かの影響を及ぼしているものと思われませんが、第 6 期事業年度に入ってから構成市管内における制度改正の理解度や組合の運営状況は、どの様に捉えておいでなんでしょうか、理事長のご所見をお聞かせ下さい。

次に二点目として、第 6 期事業年度の 2 年目となる今年度から、構成 3 市の統一事業を目指す「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」についてお伺い致します。

この度の制度改正では、団塊世代の高齢化が本格化する平成37年度を見据え、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築と持続可能な介護保険制度の確保を基本とし、中でも平成29年4月までに全ての市町村において地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様で柔軟な取り組みによる「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を実施するよう定めております。

そこで砺波地方介護保険組合では、昨年の1年間3市において協議を進め、国が示した最終年度より1年早い平成28年度より実施することになったのですが、この総合事業における主な内容とそれらに求める効果、及び3市において標準化される事業やその考え方等について、理事長にお伺いいたします。

また、人口や高齢化率など異なる条件を持つ構成3市において、この総合事業の公平で公正な事業運営の確保は成されていくのかについても、併せてお聞かせ下さい。

続きまして、砺波地方介護保険組合による介護人材の確保と育成についてお伺い致します。

少し古いデータですが、平成23年6月に国の「第10回 社会保障改革に関する集中検討会議」で報告された「今後における介護の担い手と介護職員の見通し」からすると、平成23年度から平成27年度かけて医師・看護職員の必要量が3%～12%程度の増加を見込まれるのに比べ、介護職員の必要量は15%～21%程度増加が見込まれるとされ、更に平成37年度にかけては52%～60%程度の増加が必要だとされました。これを数値で表すと、平成23年度に140万人であった介護職員が平成37年度には213万人～224万人が必要になるということなのです。

しかし、現状の介護の現場では慢性的な介護福祉士等の人手不足が続いており、運営事業所では業務に支障をきたしているところも現実にあることはご存知の事と思います。国では外国人の労働力を考えているともお聞きしますが、その当該国もいずれ介護従事者が必要となり、外国からのマンパワーに頼るのは無理であろうともいわれております。

そこで考えなければならないのは、国内の介護福祉士等が介護の世界で生涯働き続けることができるという展望を持てるようにするためのキャリアパス（キャリアアップの道筋や基準・条件を明確化した人材育成制度）の構築や処遇の改善、そして1人の介護福祉士が数人の介護利用者に対応できるようになるための資質の向上等、砺波地方介護保険組合でも人材確保や人材育成に繋げるための指導や支援が必要なのではないでしょうか。

組合による構成3市に対しての人材確保、人材育成に向けた指導・支援策について、理事長のお考えをお聞かせ下さい。

最後に、介護保険料の徴収についてお伺い致します。

砺波地方介護保険組合の決算には、介護保険料の徴収において毎年のように1,400万円余の収入未済額が計上されています。

これは、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を65歳からの第1号被保険者に切り替える変わり目において、現状では窓口納付となる普通徴収期間の発生が要因の一つであるとお聞きしました。しかし本来ならば、即時に年金からの特別徴収になることが理想的なことと思われるのですが、切り替えの仕組み自体を変えることはできないものでしょうか。

また、現在組合では、被保険者が65歳を迎える誕生月に目掛けて納付切り替えの案内

書を送付しているとのことですが、それを、例えば1年前に繰り上げるなどもっと早めの案内を行い、納付準備を誕生月の前に整えておくことで普通徴収の納付について被保険者に理解を求めることも必要なのではないのでしょうか。

介護保険制度は、対象となる被保険者の皆さんによって支え合っているのですから、収入未済額や不納欠損額の発生は、極力無くさなければならぬと考えますので、第1号被保険者の保険料の普通徴収における未収納対策について、当局のお考えをお聞かせ下さい。

**【川辺 一彦議員 降壇】**

○ 議長（宮西 佐作 君）

答弁を求めます。

理事長 夏野 修 君

**【夏野 修 理事長 登壇】**

私のほうから、川辺議員のご質問にお答えします。

1項目めの「介護保険制度改正による事業の進展について」のご質問のうち、1点目の「制度改正に伴う利用者負担等の変更、及び第6期事業年度からの第1号被保険者保険料の増額による利用者や被保険者の理解度と組合の運営状況について」のご質問にお答えいたします。

第6期砺波地方介護保険事業計画における保険料基準額の算定におきましては、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、人数比率に基づき、政令で定められております。

平成27年度から平成29年度までの3箇年の間、第1号被保険者の負担率は、第5期計画時より、1ポイント増え、総給付費の22パーセントとされた中で、今後の介護保険事業の基本的な目標やサービス基盤の整備方針を検討いたしまして、保有している介護給付費準備基金を、これも最大限に活用しながら、極力、上昇を抑えるよう努めました。

その結果、月額が5,780円となったところであります。

その結果、高齢者人口の増加、地域密着型サービス事業所の整備などによりまして、第5期計画時と比較しまして、保険料は確かに上昇いたしましたが、この第6期計画の策定に当たりましては、例えば、一般公募委員を含む介護保険推進委員会を数次にわたり開催いたしましたり、また、これら委員の皆さんの意見も幅広く承りながら進めるなど、慎重に対応してきたところでありまして、大方の皆様方のご理解は得られるのではないかと考えております。

加えて、平成26年6月に施行された医療介護総合確保推進法によりまして、介護保険法が改正されました。

平成27年8月1日からは、「一定以上所得の方の自己負担を1割から2割へ引き上げる」とや「施設利用者の食費・部屋代の負担軽減に資産要件が加えられる」など、制度改正が行われました。

このことは、少子高齢化が更に進む中で、全体の給付費を抑制し、これからの保険料上昇をできる限り抑えるためには、一定以上の所得や資産のある一部の利用者に費用負担をお願いするものでありまして、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立

というものに、つながっていくと考えております。

このように、介護保険料の増額や費用負担の見直しにより、負担をお願いすることになりましたが、制度改正等を周知するため、第6期計画の、例えば、概要版の発行、構成市の広報やホームページへの掲載など、住民の皆さんに混乱が生じないように、また、理解が得られるよう周知に努めてまいりました。

加えて、地域住民と接することが多いケアマネジャーと、まさに、介護保険の関係で、該当者が入居する施設事業所の方々への説明会を開催いたしまして、身近なの方々からも広く周知をお願いしたところであります。

介護保険制度の開始から今年4月には、提案理由でも申し上げましたが、17年目を迎えますが、介護保険制度が、今後も高齢者の生活を支える重要な制度として持続され、また、介護給付費の上昇を抑制するためにも、構成3市との連携を強化し、介護予防に重点を置いた施策の展開を進めていく必要がございます。

組合といたしましては、今後とも住民の皆さんのご理解を得ながら、健全な保険制度の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をいただければと思っております。

次に、2点目の「構成3市統一事業を目指す新しい介護予防・日常生活支援総合事業の主な内容と、それらに求める効果、及び公平で公正な事業運営の確保について」のご質問にお答えいたします。

提案理由の説明でも申し上げましたが、この「新しい総合事業」は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成されます。

この事業による効果として、団塊の世代のすべてが75歳以上となる平成37年度には、要介護認定者や認知症の高齢者の増加により、介護職員等の人材不足が予想される中、住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等が選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心を確保することが期待をされております。

また、高齢者の社会参加や介護予防事業の充実によりますます元気な高齢者の増加や、自立支援に向けたサービスの展開による要支援状態からの自立の促進と重度化予防の推進などの効果も期待されているところでございます。

組合管内において標準化される事業につきましては、指定事業者が実施する訪問型サービス、また、通所型サービスとし、事業開始時に予防給付の対象となっていた利用者は、現行と同等基準の「現行相当サービス」に移行しまして、利用者に戸惑いがないよう、引き続き利用できるようにいたします。

また、人員基準ですとか、設備基準を少し緩和したサービスとして、例えば、生活援助サービスのみの訪問型サービスや、ミニデイサービス等の通所型サービスを設置いたします。

これらの事業は、基準等を緩和することで、報酬単価を現行相当サービスの90パーセントに設定をいたします。

また、これらのサービス事業者を組合が統一した基準等で指定することによりまして、組合管内の利用者の方々に、適正な介護予防サービスを提供できるものと考えております。

一方、その他のサービスといたしましては、構成市ごとに「協議体」や「生活支援コーディネータ」などを配置し、地域資源の開発や地域の既存サービスの充足を進めながら、

地域の実情に応じた住民主体による「生活援助」や「通いの場づくり」などのサービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

また、一般介護予防事業につきましては、構成市がそれぞれこれまで実施してきた事業を基本として、各種事業の充実を図ってまいります。

これらのサービスと事業の利用単価などにつきましては、従来から構成市ごとに取り組んできた経緯もございますので、構成市ごとに設定するという事としております。

今後とも、組合と構成3市が緊密に連携し、公平で公正な事業運営の確保に向けまして、サービスと事業の地域バランスを検討しながら、地域の実情に応じたサービスの構築を進めてまいりたいと考えております。

次に、引き続きまして、2項目めの「介護人材の確保と育成について」のご質問にお答えいたします。

介護職場では、職員の身体的、精神的な負担が大きく、勤務形態も不規則ということもありまして、厳しい労働条件の一方で、他の職種と比べて賃金水準が低いということから離職率が高く、事業所では、人材の確保に苦慮されているということが現状であります。

このことから、国では、賃金改善や、資質向上の対策を講じた事業所に対する交付金の交付や、介護報酬加算の創設によりまして、介護職員の賃金や労働環境などの処遇改善を図っております。

組合といたしましても、当組合が指定・指導監督の権限があるものは「地域密着型サービス事業所」だけなんですけれども、これらについて実地指導などを行っておりますが、それらを通じまして処遇改善加算の取得を推奨しておりまして、平成27年度の適用事業所は、組合管内に指定事業所48あるわけで、すべてが適用されて、賃金改善が実施されております。

なお、27年7月1日現在の処遇改善加算の取得率が、富山県下の事業所の84パーセントということですので、当組合管内の「地域密着型サービス事業所」の介護職員の賃金改善は進んでいると考えていいのではないかと思いますし、併せて、適用条件であります「キャリアパス要件」につきましても、積極的に取り組みを進めておられますので、介護職員の資質向上や労働環境などの改善が一定以上進んでいると考えております。

また、このほか、構成市では、介護職員初任者研修への助成ですとか、地域密着型サービス事業所職員への研修会の実施など、介護職員の資質向上への支援も行われております。

今ほど申し上げたのはですね、私の方、組合に権限があるところだけなんですけど、富山県におきましても、県が指定・指導監督するというのは、それ以外「地域密着型サービス以外」のものですけれど、それらの事業所に対して、処遇改善の取り組みを指導されておいでますし、「元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト事業」というものも作られまして、積極的に、その介護人材の確保や資質の向上に努められておいでます。

少し視点が違いますが、このほか、平成28年4月から、これもいろいろ申し上げておりますが、スタートいたします「新しい総合事業」では、担い手についてですね、介護予防サービス事業者については、地域の方々の参画ということも想定されてきます。

そういった「新しい総合事業」の担い手の人材となります育成のための研修会ですとか、助成内容などについても、構成市と協力しながら、検討してまいりたいと思います。

そういう観点でも、福祉職場の負担軽減にもつなげればと思っております。私からは、



以上でございます。残りにつきましては、事務局長から、お答えをさせていただきます。

**【夏野 修 理事長 降壇】**

○ 議長（宮西 佐作 君）

答弁を求めます。

事務局長 松本 義信 君

**【松本 義信 事務局長 登壇】**

私からは、川辺議員のご質問のうち、3項目めの「介護保険料の徴収について」のご質問にお答えいたします。

介護保険料は、40歳から64歳以下の方は、第2号被保険者として健康保険者により徴収され、社会保険診療報酬支払基金へ納付されますが、65歳に達しますと第1号被保険者となられまして、介護保険者が直接賦課をし、納付していただいております。

第1号被保険者の保険料の納付は、介護保険法の規定によりまして、原則として、被保険者が受給する年金からの特別徴収により、納付することとされており、当組合においても、年金機構等の年金保険者から通知されます、当該年の4月1日現在における、65歳以上の、老齢年金等受給者情報によりまして、特別徴収をお願いしているところでございます。

現状では、年度途中で65歳に達した方の特別徴収への即時対応につきましては、年金保険者側での対応が難しく、早くても6箇月、長い場合で1年を要しておるのが現状でございます。この間は、普通徴収による納付となっております。

議員ご指摘の通り、この普通徴収期間を少しでも短縮することは、保険料納付の利便性の向上となるほか、収納率の向上により、公平で、公正な介護保険事業の運営につながりますことから、これまでも、全国の一部事務組合や広域連合などで構成しております「全国介護保険広域化推進会議」などを通じまして、情報交換や要望などを行ってきたところでございます。

今後も機会をとらえまして、特別徴収の随時開始について、要望してまいりたいと考えておりますが、先ほども申しましたように、年金保険者側の作業期間が必要なことから、現状では、普通徴収期間の短縮については、難しい状況であることをご理解願いたいと思います。

また、保険料の未納対策といたしまして、今年度は、電話催告、臨戸徴収を、昨年度より1回ずつ増やしまして、電話催告につきましては、10月と12月にそれぞれ約250件、時効を控えた被保険者の方への臨戸徴収も同じく約130件実施をいたしまして、更に年度末の実施も予定いたしておるところでございます。

なお、65歳からの保険料の納付方法などにつきましては、今後、構成市の広報紙への掲載をお願いするなど、被保険者に分かりやすい周知方法につきまして、検討を行いまして、また、口座振替の推進の案内方法などにつきましても、改善してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、未収金額を少しでも少なくいたしますことは、公平、公正で

安定した制度運営の基本となりますので、今後は、構成市との情報交換を進め、電話催告、臨戸徴収の強化など、収納率の向上に努めてまいりたいと思っております。

私からは、以上でございます。

**【松本 義信 事務局長 降壇】**

○ 議長（宮西 佐作 君）

以上で、質問は終了いたしました。

これをもって質疑を終わります。

○ 議長（宮西 佐作 君）

これより、討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより、議案第1号から議案第16号までを一括して採決します。

お諮りします。

以上の16案件を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

全員起立であります。よって、議案第1号から議案第16号までについては、原案のとおり可決されました。

**【稲垣 修 議員 退場】**

○ 議長（宮西 佐作 君）

ただいま議案第17号砺波地方介護保険組合監査委員の選任についてが提出されました。お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

追加日程第5 「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

理事長 夏野 修 君

**【夏野 修 理事長 登壇】**

○ 理事長（夏野 修 君）

ただいま追加提案いたしました議案第17号「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」、ご説明を申し上げます。

議員のうちから選任されておりました池田 庄平氏から、辞職願が提出されましたので、これを承認し、後任の砺波地方介護保険組合監査委員に稲垣 修氏を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

何卒ご審議いただきまして、ご同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。

### 【夏野 修 理事長 降壇】

○ 議長（宮西 佐作 君）

お諮りいたします。

本議案については、事情充分にご承知のことと存じますので、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本議案は、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号を原案のとおり同意することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（起立全員）

全員起立であります。よって、議案第17号「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

### 【稲垣 修 議員 入場】

次に、日程第5「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第59条の規定により、お手元にお配りしてあるとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました諸案件の審議はすべて議了いたしました。

[午後 3 時43分 閉議]

○ 議長（宮西 佐作 君）

ここで、桜井副理事長からご挨拶がございます。

副理事長 桜井 森夫 君

**【桜井 森夫 副理事長 登壇】**

○ 副理事長（桜井 森夫 君）

2月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本日提出いたしました平成28年度予算を初め、諸案件につきまして、それぞれ可決、同意をいただき、誠にありがとうございました。

介護保険事業がスタートして16年を経過し、団塊の世代と言われる方々のすべてが65歳以上となられた今、今後ますます、要介護認定者数の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域の中で、その地域の一員として、生きがいをもって、安心して生活を継続することができる体制づくりが、極めて重要となっております。

新年度から、第6期介護保険事業計画において実施を計画いたしました、「新しい総合事業」の開始など、これまでも増して、地域住民主体のサービスなども含めたサービス体制の充実を図るなど、構成3市とも連携を密にしながら、一層の介護予防に力点を置いた各種施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

終わりになりますけれども、新しく宮西議長さん、山田副議長さんが就任されました。今後とも円満な議会運営にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位が健康にご留意され、ますますご活躍されますようお願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

**【桜井 森夫 副理事長 降壇】**

○ 議長（宮西 佐作 君）

これもちまして、平成28年2月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を閉会いたします。

[午後 3 時45分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年2月24日

議 長            稲垣 修

議 長            宮西 佐作

副 議 長        嶋田 幸恵

署名議員        大楠 匡子

署名議員        山本 勝徳